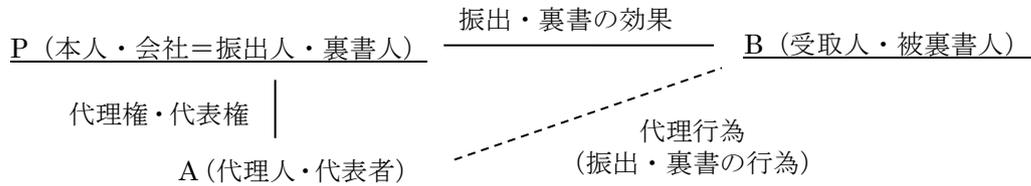


10.代理人による手形行為、偽造・変造

10-1.代理人による手形行為

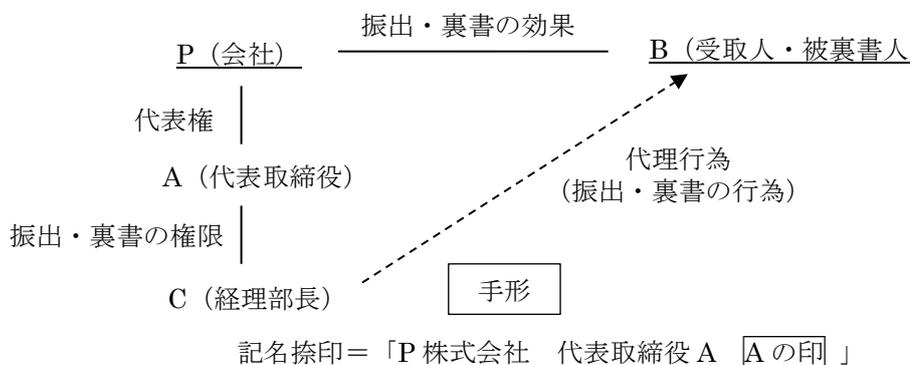
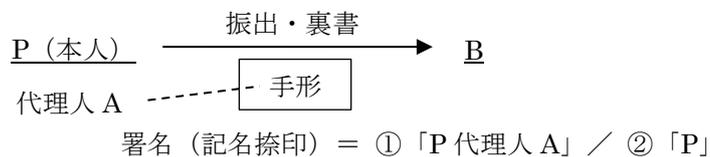
(1)意義



(2)方式

	手形上の署名	Aが無権限
①代理方式	「P 代理人 A」「P 株式会社代表取締役 A」 *代理関係を示さない場合 (8-2(2))	無権代理
②機関方式	「P」=A が署名を代行	偽造

*署名=実際には記名捺印 (振出の場合、銀行届出印)

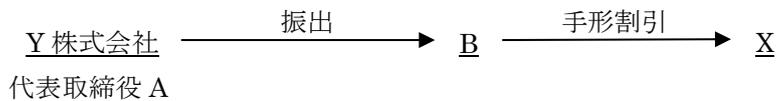


(3)代理権・代表権

(4)代理権の濫用

事例 10-a 代理権の濫用 [テキスト事例 7-2 を一部変更]

Y 株式会社の代表取締役 A は、その息子 B が行う事業を援助するため、Y 会社代表取締役 A 名義で B を受取人とする約束手形を融通手形として振り出し、B がこの手形につき貸金業者 X から手形割引を受けた。X は、満期に Y 会社に対して手形の支払を請求することができるか。



* 融通手形 (6-3(1))

A による振出＝代理権濫用 (民 107) —— B からさらに裏書譲渡されれば？

最判昭 44・4・3 民集 23-4-737

「代理権を濫用して振り出された手形であることを知り、または知り得べかりし状態のもとに手形を取得した者が、さらにこれを第三者に裏書譲渡した場合においては、手形の流通証券としての特質にかんがみ、本人は、右知情の事実をもつて絶対的に右第三者に対抗しうるものと解すべきではなく、手形法一七条但書の規定に則り、手形所持人の悪意を立証してのみその責を免れ得るものと解するのが相当である。」

(5)利益相反取引規制と振出

事例 10-b 利益相反取引規制と振出

X は、Y 株式会社が出発人、同社の取締役 A が受取人である約束手形を裏書により譲り受けた。X が Y 社に対して手形の支払を請求したところ、Y 社は、同手形の振出は取締役会の承認（会社法 356 条 1 項 2 号・365 条 1 項）を受けておらず、支払の義務はないと主張した。



直接取引（会社 356 I ②・365）——手形行為への適用

最大判昭 46・10・13 民集 25-7-900

「会社はその取締役に宛てて約束手形を振り出す行為は、原則として、商法二六五条〔会社 356 I ②・365 I に相当〕にいわゆる取引にあたり、会社はこれにつき取締役会の承認を受けることを要するものと解するのが相当である。」

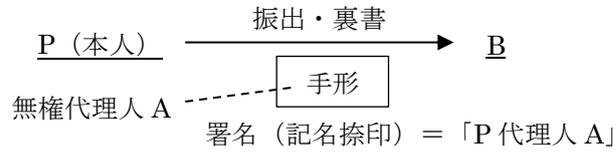
「ところで、手形が本来不特定多数人之間を転々流通する性質を有するものであることにかんがみれば、取引の安全の見地より、善意の第三者を保護する必要があるから、会社はその取締役に宛てて約束手形を振り出した場合においては、会社は、当該取締役に對しては、取締役会の承認を受けなかつたことを理由として、その手形の振出の無効を主張することができるが、いつたんその手形が第三者に裏書譲渡されたときは、その第三者に對しては、その手形の振出につき取締役会の承認を受けなかつたことのほか、当該手形は会社からその取締役に宛てて振り出されたものであり、かつ、その振出につき取締役会の承認がなかつたことについて右の第三者が悪意であつたことを主張し、立証するのでなければ、その振出の無効を主張して手形上の責任を免れえないものと解するのが相当とする…。」

→相対無効説

10-2. 無権代理

(1) 無権代理の効果

P の責任？ = 原則／例外：①追認（民 113 I ・ 116）、②表見代理（民 109 ・ 110 ・ 112）



A の責任（手 8 ・ 77 II）

(2) 無権代理人の責任（手 8 第 1 文 ・ 77 II。手 8 第 2 文も参照）

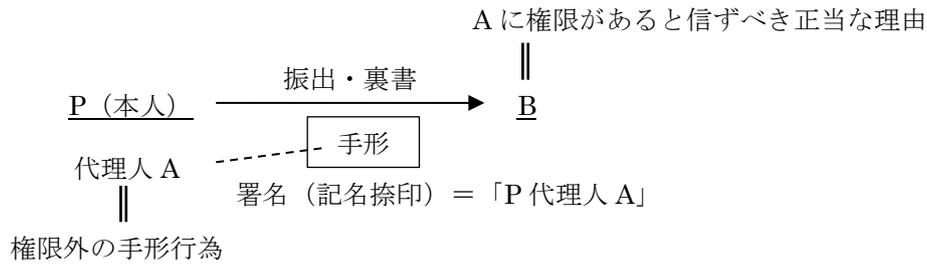
規定の趣旨（最判昭 49 ・ 6 ・ 28 民集 28-5-655）

相手方の悪意

越権代理 [テキスト 8.1.3]

越権代理 = 無権代理と同様に処理（手 8 第 3 文 ・ 77 II）

(3)表見代理（民 109・110・112）——民 110 の場合



「第三者」は直接の相手方に限られる？

最判昭 36・12・12 民集 15-11-2756

「約束手形が代理人によりその権限を踰越して振出された場合、民法一一〇条によりこれを有効とするには、受取人が右代理人に振出の権限あるものと信ずべき正当の理由あるときに限るものであつて、かかる事由のないときは、縦令、その後の手形所持人が、右代理人にかかる権限あるものと信ずべき正当の理由を有して居つたものとしても、同条を適用して、右所持人に対し振出人をして手形上の責任を負担せしめ得ない…。」

*直接の相手方かどうかの判定（最判昭 39・9・15 民集 18-7-1435 参照。10-4(2)）

⇔ 学説

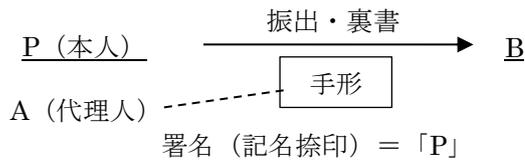
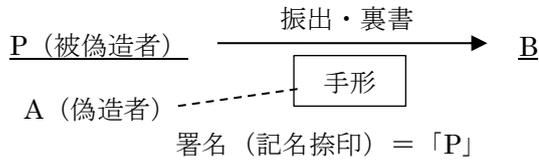
(4)表見代理と無権代理

最判昭 33・6・17 民集 12-10-1532

「表見代理は、善意の相手方を保護する制度であるから、表見代理が成立すると認められる場合であつても、この主張をすると否とは、相手方たる手形所持人の自由であり、所持人としては、表見代理を主張して本人の責任を問うことができるが、これを主張しないで、無権代理人に対し手形法八条の責任を問うこともできるものと解するのが相当である。」

10-3.偽造

(1)意義

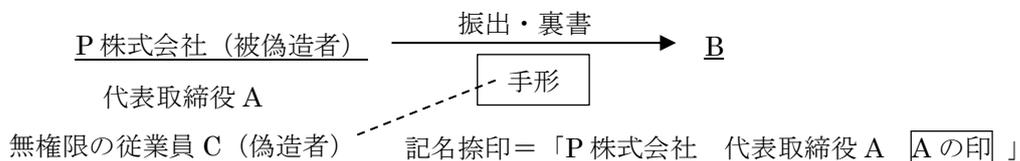


偽造の典型パターン

- ・無権限の従業員が代表者の記名捺印をして手形行為
- ・実在しない者の署名をして手形行為

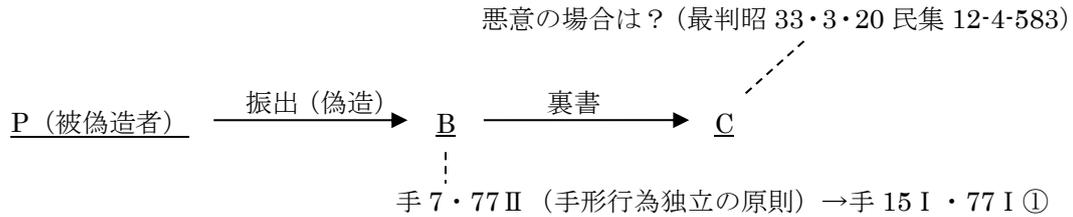
(2)偽造の効果

- P の責任? = 原則/例外 : ①追認 (最判昭 41・7・1 判時 459-74)
 ②表見代理 (最判昭 43・12・24 民集 22-13-3382)



C の責任 (手 8 類推適用。最判昭 49・6・28 民集 28-5-655)

(3)偽造・無権代理と手形行為独立の原則

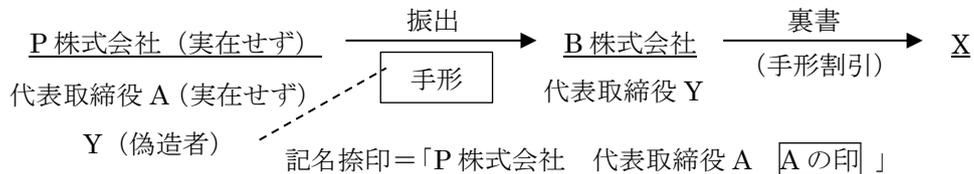


10-4.偽造についての責任

(1)偽造者の責任

事例 10-c 偽造者の責任 [テキスト事例 8-1 を一部変更]

B 株式会社の代表取締役 Y は、実在しない「P 株式会社 代表取締役 A」の名称を用いて B を受取人とする約束手形を振り出し、X に対して、この手形は B が P から商取引に基づく代金決済のために取得した商業手形であると説明して、その割引を依頼し、X はこの Y の説明を信じて右手形を割引により取得した。この手形は不渡となり、また、B は倒産した。X は Y に対して手形の支払を請求できるか。



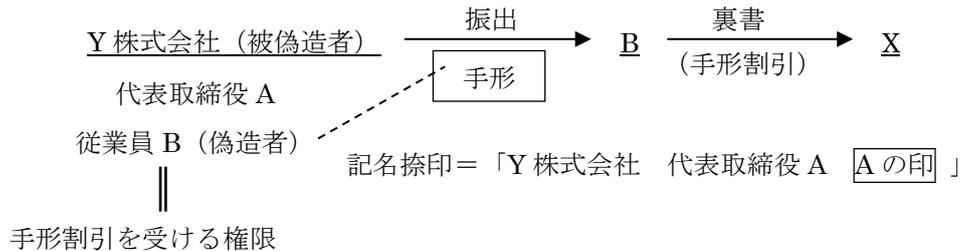
最判昭 49・6・28 民集 28-5-655

「偽造手形を振出した者は、手形法八条の類推適用により手形上の責任を負うべきものと解するのが相当である。けだし、手形法八条による無権代理人の責任は、責任負担のための署名による責任ではなく、名義人本人が手形上の責任を負うかのように表示したことに対する担保責任であると解すべきところ、手形偽造の場合も、名義人本人の氏名を使用するについて何らの権限のない者が、あたかも名義人本人が手形上の責任を負うものであるかのように表示する点においては、無権代理人の場合とかわりはなく、したがって、手形署名を作出した行為者の責任を論ずるにあたり、代理表示の有無によつて本質的な差異をきたすものではなく、代理表示をせず直接本人の署名を作出した偽造者に対しても、手形法八条の規定を類推適用して無権代理人と同様の手形上の担保責任を負わせて然るべきものと考えられるからである。」

(2)表見代理

事例 10-d 偽造と表見代理 [テキスト事例 8-2 を一部変更]

Y 株式会社の従業員 B は、Y のために金融機関で手形割引を受ける業務を担当していたが、手形振出の権限は与えられていなかった。B は Y の営業資金を調達するため、Y の会社印および代表取締役 A の記名印と印鑑を使用して、振出人を「Y 株式会社 代表取締役 A」、受取人を B とする約束手形を作成した上で、かねてから B が Y のために手形割引を受ける業務を担当していることを知っている X にその割引を依頼した。X はこの手形を自ら割り引いた。X は Y に対して手形の支払を請求することができるか。



最判昭 43・12・24 民集 22-13-3382

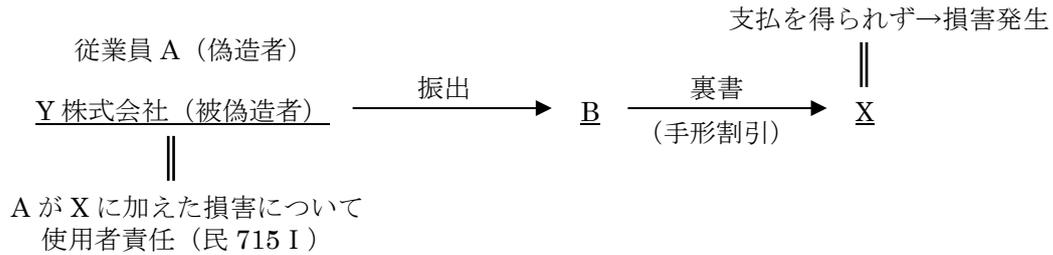
「本人から手形振出の権限を付与されていない他人が、手形上に自己の名義を表示することなく、直接に本人名義の署名または記名捺印を手形上にあらわす方式（いわゆる機関方式）により手形を振り出した場合に、第三者において右他人が本人名義で手形を振り出す権限があると信ずるについて正当な理由があるときは、本人は、右他人のなした手形振出についてその責に任ずべきものと解するのが相当である。けだし、前記の場合、機関方式による手形振出は、その形式においては、……いわゆる代理方式……による手形振出とは異なるけれども、右はいずれも無権限者による本人名義の手形振出である点において差異はないところ、無権限者によりいわゆる代理方式による手形振出がなされた場合には表見代理に関する規定の適用を肯定すべきものであるから、第三者の信頼を保護しようとする表見代理の制度の趣旨から実質的に考察すれば、無権限者が機関方式により手形を振出して本人名義の手形を偽造した場合においても、右表見代理に関する規定を類推適用し、代理方式による手形行為が無権限者によりなされた場合と同様の法律関係の成立を肯定するのが相当であるからである。」

・民 110 類推適用

・手形の実質的な受取人（最判昭 39・9・15 民集 18-7-1435）

・X の側の正当な理由

(3)使用者責任



①使用関係、②被用者の行為が「事業の執行について」行われた、③被用者の選任・監督について相当の注意をしなかったこと

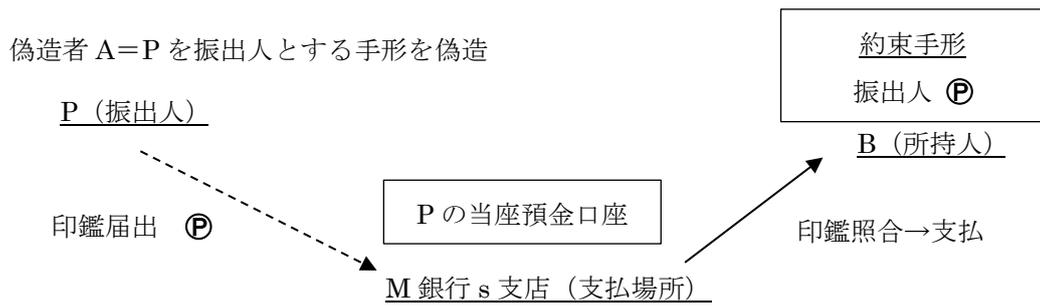
最判昭和 36・6・9 民集 15-6-1546

「民法七一五条に所謂「事業ノ執行ニ付キ」とは、被用者の職務の執行行為其のものには属しないが、その行為の外形から観察して、恰も被用者の職務の範囲内の行為に属するものと見られる場合をも包含するものと解すべきである…。」

使用者責任による解決のメリット (民 722 II)

(4)権利外観理論 [テキスト 8.3.4(2)]

(5)偽造手形への支払と銀行



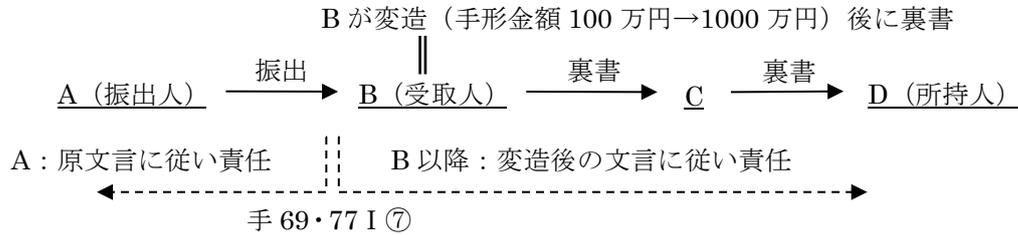
* 当座勘定規定（三井住友銀行）17(1)

「手形…に使用された印影…を、届出の印鑑…と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形…につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。」

→無権限の従業員が代表者の記名捺印をして手形を振出という事例では？

10-5. 変造

(1) 意義等 (手 69・77 I ⑦)

**最判昭 42・3・14 民集 21-2-349**

「約束手形の支払期日（満期）が変造された場合においては、その振出人は原文言（変造前の文言）にしたがって責を負うに止まるのであるから（手形法七七条一項七号、六九条）、手形所持人は原文言を主張、立証した上、これにしたがって手形上の請求をするほかはないのであり、もしこれを証明することができないときは、その不利益は手形所持人にこれを帰せしめなければならない。」

所持人：変造後の手形を提出して請求 ⇔ 振出人：原文言の主張・立証を尽くすはず

* 署名者に原因のある変造 [テキスト 10.4.3 コラム]

金額を鉛筆で記載、¥マークと金額の間を大きく空ける etc.

(2)受取人欄の変造

事例 10-e 受取人欄の変造 [テキスト事例 11-1]

YがAを受取人とする約束手形を振り出したが、同手形はAから盗取された。その後同手形の受取人名がAからBに変造されて、B→C、C→Xの裏書記載のある手形をXが所持している場合、裏書の連続は認められるか。

原文言では「A」→「B」と変造

(表面)

受取人 B 殿
振出人 Y

(裏面)

裏書人 B

被裏書人 C 殿
裏書人 C

被裏書人 X 殿

最判昭 49・12・24 民集 28-10-2140

「思うに、手形法一六条一項にいう裏書の連続は、裏書の形式によりこれを判定すれば足り、約束手形の受取人欄の記載が変造された場合であつても、手形面上、変造後の受取人から現在の手形所持人へ順次連続した裏書の記載があるときは、右所持人は、振出人に対する関係においても、同法七七条一項一号、一六条一項により、右手形の適法な所持人と推定されると解するのが、相当である。同法七七条一項七号、六九条によれば、変造前の約束手形署名者である振出人は、変造前の原文言に従つて責任を負うのであるが、右規定は、手形の文言が権限のない者によりほしいままに変更されても一旦有効に成立した手形債務の内容に影響を及ぼさない法理を明らかにしたものであるにすぎず、手形面上、原文言の記載が依然として現実に残存しているものとみなす趣旨ではないから、右規定のゆえをもつて、振出人に対する関係において裏書の連続を主張しえないと解することは相当でな…い。」

・裏書の連続が認められる場合の効果 (手 16 I・77 I ①)

・Xによる支払請求の可否 (手 16 II・77 I ①)

・Xによる請求が認められない場合